

○環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第五十三項の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

環境大臣 鈴木 俊一

第一号中「及び第一条の二第四十八項」を「並びに第一条の二第五項、第十四項、第四十九項及び第五十二項」に改め、「基準」の下に「（規則第一条の二第五項に掲げるものについては、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）」を加え、「別表第一」を「次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロ」に改め、同号に次のように加える。

イ ばいじん、燃え殻又は汚泥 別表第一に定める方法

ロ 廃酸又は廃アルカリ 日本工業規格 K〇三一二に規定する方法

第四号中「第八項から第四十七項まで」を「第八項から第十三項まで並びに第十五項から第四十八項まで」に改め、「基準」の下に「（規則第一条の二第五項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）」を加える。

別表第一(1)中「焼却施設から」を「施設から」に改める。